

お取引先様 各位

**FUYO LEASE**  
芙蓉総合リース株式会社

## 「犯罪収益移転防止法」の改正に伴う取引時確認の変更について

「犯罪による収益の移転防止に関する法律（犯罪収益移転防止法）」が改正され、2016年10月1日から施行されました。

これにより、お客さまとの取引に際して行う取引時確認の方法を以下のとおり変更させていただきます。お客さまにはお手数をおかけしますが、ご理解、ご協力のほどお願い申し上げます。

### 1. 主な変更点

#### (1) 法人のお客さまの実質的支配者の確認方法の変更

法人のお客さまの実質的支配者に該当する個人の方(※1)の本人特定事項（氏名・住所・生年月日）等を申告していただきます。

なお、既に実質的支配者をご申告いただいているお客さまにおかれましても、法改正以降に新たなお取引をさせていただく際には、新たな基準により実質的支配者をご申告いただく必要がございます。

(※1) 法人のお客さまの議決権の25%超を直接または間接に保有するなど、法人のお客さまの事業経営を実質的に支配することが可能となる関係にある個人の方が該当します。なお、国、上場会社等や上場会社の子会社（会社法上の子会社）は個人とみなされます。

#### (2) 外国の重要な公人等の該当の有無

法人のお客さまの実質的支配者または個人事業主のお客さまが、外国の重要な公人(※2)またはその家族に該当しているか否かをご申告いただきます。該当している場合には、通常の見時確認の取手続と異なる確認方法をお願いするほか、お客さまの資産・収入の状況を確認する書類をご提出いただく場合がございます。

(※2) 外国の国家元首、日本における内閣総理大臣・国務大臣・衆参両議院の議長・最高裁判所の裁判官・統合幕僚長・中央銀行の役員等に相当する職にある方（過去にそうであった方を含みます）。

#### (3) 顔写真のない本人確認書類の取手扱ひの変更

お客さまの本人特定事項（氏名・住所・生年月日）の確認に際して、健康保険証等の顔写真のない本人確認書類をご提示いただいた場合には、他の本人確認書類または現住所が記載された公共料金の領収書の提示等をお願いする場合がございます。

#### (4) お客さまの取引担当者の確認方法の変更

お客さまの担当者さまが取引の任にあたっていることを確認する方法として、社員証をご提示いただく方法が認められなくなりました。そのため、お客さまの事業所へお電話する方法または委任状をご提出いただく方法等により、担当者さまが取引の任にあたっていることを確認さ

させていただきます。

## 2. お問い合わせ等

ご不明な点がございましたら、当社担当者までお問い合わせください。

改正法の内容につきましては、警察庁や公益社団法人リース事業協会のホームページもご参照ください。

警察庁 <https://www.npa.go.jp/sosikihanzai/jafic/index.htm>

リース事業協会ホームページ <http://www.leasing.or.jp>

以上